

# 交通安全施設の要望について

## 1. 交通安全施設とは

要 望 先	種 別	提 出 先
沼 津 市 道路管理者 (市維持管理課)	<input type="checkbox"/> 道路反射鏡(カーブミラー)設置	市長宛の要望書 【様式1】を作成 ↓ 市維持管理課に提出
	<input type="checkbox"/> 標識・看板(規制のないもの) 例:通学路案内、注意、スピード落とせ 等	
	<input type="checkbox"/> 路面標示(規制のないもの)市道路設置 例:通学路案内、注意、スピード落とせ 等	
	<input type="checkbox"/> 防護柵(ガードレール・ガードパイプ)市道設置	
	<input type="checkbox"/> 区画線(規制のないもの)市設設置 例:路側帯、グリーンベルト 等	
静 岡 県 道路管理者 (沼津土木事務所)	<input type="checkbox"/> 標識・看板(規制のないもの) 例:通学路案内、注意、スピード落とせ 等	沼津土木所長宛の 要望書【様式2】を作成 ↓ 直接、沼津土木事務所 工事第一課に提出
	<input type="checkbox"/> 路面標示(規制のないもの)市道路設置 例:通学路案内、注意、スピード落とせ 等	
	<input type="checkbox"/> 防護柵(ガードレール・ガードパイプ)市道設置	
	<input type="checkbox"/> 区画線(規制のないもの)市設設置 例:路側帯、グリーンベルト 等	
静岡県公安委員会 沼津警察署 (交通第一課)	<input type="checkbox"/> 標識(規制のあるもの) 例:駐車禁止、通行禁止、止まれ 等	沼津警察署長宛の 要望書【様式3】を作成 ↓ 市維持管理課に提出 ↓ 維持管理課が 沼津警察署に提出
	<input type="checkbox"/> 路面標示(規制のあるもの) 例:速度制限、通行止、一時停止線、横断歩道 等	
	<input type="checkbox"/> 信号機	

※提出先等が不明な場合は、市維持管理課までご相談ください。

## 2. 要望方法

- (1)自治会内に施設を必要とする場合は、**要望先を確認の上、要望書を作成(押印)し提出**してください。  
※要望に必要な事項・内容が全て記載されていれば【様式1～3】でなくても受理できます。
- (2)地図や現場の写真等を添付してください。

## 3. 要望書の留意事項

- (1)交通安全施設の要望は、原則として上記の方法により行いますが、既設の補修については電話等により行なえる場合があります。例:道路反射鏡(カーブミラー)
- (2)道路反射鏡(カーブミラー)など要望施設が民地に入る場合は、事前に地主の承諾をとってください。提出された要望書は、承諾を得られたものとして受理いたします。また、他の自治会の区域に設置しなければならない場合においては、その自治会(自治会長)と協議をしてください。  
※別紙「承諾書」をご使用ください。
- (3)歩道、区画線施行の場合、道路幅員により設置できない場合もあります。

## 【問合せ先】

沼津市 建設部 維持管理課維持係	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 (電話) 055-934-4790 (FAX) 055-931-6036
沼津土木事務所 工事1課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3(静岡県東部総合庁舎) (電話) 055-920-2215 (FAX) 055-922-6684